

羽田空港に関する市民相談会

航空需要の増大を踏まえ、東京上空を通過する新飛行経路の運用や国際線の増便などの羽田空港の機能強化や、現在の飛行経路などの運用に関する市民相談会を開催します。

説明パネルなどの展示のほか、国土交通省の担当者による質疑応答を行います。

日時 3月7日(土)11:00～16:00

会場 イオンスタイル鎌取4階イベントスペース

電話などによる意見受付窓口

羽田空港の運用などに関する意見を、電話☎0570-001-160(IP電話の方は03-5908-2420)や国土交通省ホームページでも受け付けます。[「羽田空港のこれから」](#)

☎環境規制課 ☎245-5191 ㊚245-5581

3月1日(日)～7日(土)

春の火災予防運動

大切な命や財産を守るため、日頃から火災予防を心がけましょう。

2019年の市内の火災発生状況(概数値)

258件の火災が発生し、9人の方が亡くなりました。そのうち、住宅火災が90件に及んでいます。出火原因の上位は、1位放火(疑い含む)、2位配線関係、3位たばこです。

放火を防ぐため、家の周りに燃えやすいものを置かない、物置や車庫に鍵をかける、ごみは指定された日に出すことなどを心がけましょう。



住宅防火 命を守る7つのポイント

- ・寝たばこをしない
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは火を消す
- ・住宅用火災警報器を設置する
- ・住宅用消火器を設置する
- ・カーテンや寝具などは防災品を使用する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために近所の協力体制を作る

☎消防局予防課 ☎202-1613 ㊚202-1669

よい子の交通安全教室

新小学1年生を対象に、交通安全教室を開催します。

安全に登下校できるよう、体験を通して交通ルールやマナーを学びませんか。

日時 4月11日(土)14:00～16:30

会場 花見川緑地交通公園

内容 ①体験教室(交通安全教室、歩行実技訓練、交差点での巻き込み実験)

②シートベルトコンビンサー(時速5キロメートルの衝突体験)などの体験コーナー、白バイの走行パフォーマンスなど

対象 4月から小学校に入学する子ども(保護者同伴)

定員 ①先着60人

申込方法 ①電話で、地域安全課へ。FAX・㊚chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp(必要事項のほか、参加するこどもの氏名(フリガナ)、保護者の人数を明記)、電子申請も可。
②当日直接会場へ。

注意 当日は、イベント以外の交通公園の利用はできません。

詳しくは、[「よい子の交通安全教室」](#)

☎地域安全課 ☎245-5148 ㊚245-5637



キャッシュレス使い方講座

現金を使わず、クレジットカードや電子マネーなどで支払いを行うキャッシュレス決済や、決済を行った消費者にポイントを還元するポイント還元事業について学びます。

日時 3月19日(土)13:30～16:00

会場 消費生活センター

内容 ・キャッシュレス決済やポイント還元事業の仕組み
・各キャッシュレス決済の特徴
・スマートフォン決済の体験

定員 先着50人

申込方法 3月13日(金)までにEメールで、必要事項を明記して、産業支援課㊚sangyo.EAE@city.chiba.lg.jpへ。FAXも可。

☎産業支援課 ☎245-5277 ㊚245-5590



オートバイと軽自動車の廃車・名義変更などの手続き

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で対象の車両を所有している方に課税されます。廃車や譲渡などによりすでに所有していない場合でも、手続きをしないと翌年度以降も課税されますので、必ず3月中に廃車または名義変更などの手続きを行ってください。

2020年度納税通知書は、5月11日(月)に発送予定です。詳しくは、[「千葉市 軽自動車税」](#)

また、2020年度から、現行の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称を変更します。

①原動機付自転車(総排気量125cc以下または定格出力1.0kw以下)、小型特殊自動車

必要書類 廃車・転出＝標識交付証明書、印鑑、ナンバープレート

名義変更＝標識交付証明書、譲渡証明書(旧所有者の押印が必要)、新所有者の印鑑

*ナンバープレートが区名の方は、市名に交換しますので持参してください。

申請先 市税事務所市民税課、市税出張所

②二輪の軽自動車(総排気量125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(総排気量250cc超)、③軽自動車(三輪・四輪)

必要書類 手続きごとに必要な書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

申請先 ②関東運輸局千葉運輸支局、③軽自動車検査協会千葉事務所

☎①東部市税事務所(中央・若葉・緑区) ☎233-8137 ㊚233-8354 西部市税事務所(花見川・稲毛・美浜区) ☎270-3137 ㊚270-3227

②関東運輸局千葉運輸支局テレホンサービス ☎050-5540-2022 ㊚247-5229

③軽自動車検査協会千葉事務所コールセンター ☎050-3816-3114 ㊚203-1786



軽自動車税(種別割)の減免制度

次に該当する場合は減免の対象になりますので、6月1日(月)までに市税事務所市民税課または市税出張所で手続きしてください。なお、減免を継続して受ける場合も毎年手続きが必要です。

- ・4月1日以降に災害により損傷した車両
- ・生活保護受給者が所有し、自ら使用する車両
- ・障害者で一定の要件を満たす場合
- ・障害者のために改造されている車両 など